

薬事審議会委員の公募について

兵庫県では、薬事に関する重要事項の調査・審査を行うため、兵庫県薬事審議会を設置しています。

このたび、同審議会の委員の任期満了にあたり、薬事衛生に対して知識と関心があり、かつ柔軟な発想に基づく主体的な意見を持つ委員の参画を求めることとし、委員の公募を行います。



1 公募員数 2名

2 公募の期間

令和7年8月12日（火）～ 9月30日（火）

（締切は9月30日ですが、当日消印有効とします。）

3 応募資格

- ・ 薬事に関して広く関心を持ち、議論することができる方
- ・ 年1回程度開催される審議会（Web開催の可能性あり）に出席できる方
- ・ 年齢が20歳以上の方
- ・ 兵庫県内に居住、または通勤・通学している方

※ただし、以下のいずれかの条件に当てはまる方は応募できません。

- ① 国会若しくは兵庫県議会の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者を除く）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の方
- ② 薬事審議会の公募による委員経験のある方
- ③ 兵庫県の審議会等附属機関において現在委員の職にある方

4 公募委員の任期

令和8年2月から2年間

5 応募方法

応募先に、次の書類を郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。

なお、提出いただいたものはお返しできませんので、ご了承ください。

- ① 「今後求められる薬剤師の役割と薬局の機能について」をテーマに、800字程度の小論文にまとめたもの（様式自由）
- ② 住所、氏名（ふりがな）、生年月日、性別、連絡先電話番号及びメールアドレス、職業、略歴・自己PRを記入したもの（様式自由）

6 応募先・問合せ先

〒650-8567〔個別郵便番号のため、住所を省略できます〕

兵庫県保健医療部薬務課薬務指導班

電話 078-362-9133 FAX 078-362-4713

E-mail yakumuka@pref.hyogo.lg.jp

7 公募後の取扱い

- （1）応募いただいた書類を基に、年齢、性別、職業、地域等を総合的に勘案して選考します。
- （2）選考は、一次審査（書類審査）と二次審査（面接審査）を行い、委員候補者を決定します。（一次審査の結果と二次審査の会場等は郵便でお知らせします。）
- （3）最終の選考結果は、二次審査の対象者全員に文書でお知らせします。

☆ 兵庫県薬事審議会の概要並びに委員の公募の状況は、インターネットで公開しています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/yakumutaisaku/yakujishingikai-koubo.html>

兵庫県薬事審議会公募委員 応募用紙

(応募用紙の例です。この様式でなくても結構です。)

ふりがな		性 別	男 女
氏 名			
職 業		生年月日	M・T・S・H 年 月 日 (歳)
住 所	(〒)		
連絡先 電話番号及び メールアドレス			
専門分野・ テーマ			
略歴・ 自己 PR			

「今後求められる薬剤師の役割と薬局の機能について」というテーマで、800 字程度にまとめた小論文(様式自由)を添付してください。

応募先・問合せ先

〒650-8567〔個別郵便番号のため、住所を省略できます〕

兵庫県保健医療部薬務課薬務指導班

電 話 078-362-9133 FAX 078-362-4713

E-mail yakumuka@pref.hyogo.lg.jp